

西山 のぶひで議員	一般質問・・・1
島田 けい子 議員	一般質問・・・7
成宮 まり子 議員	一般質問・・・13
他会派の一般質問項目	・・・・・・20

●京都府議会 2021 年 2 月定例会一般質問が 2 月 19 日、22 日、24 日に行われ、日本共産党の西山のぶひで議員、島田けい子議員、成宮まり子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

西山のぶひで議員（日本共産党・伏見区） 2021 年 2 月 19 日

コロナ禍で困難となっている学生への支援の抜本的な強化を

【西山議員】日本共産党京都府会議員団の西山のぶひです。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。コロナ禍における学生への支援についてうかがいます。いま府内各地で、下宿生活のなかアルバイト収入が断たれた学生を支援しようと、食材提供支援のボランティアが広がっています。お聞きしたところ、すでに 38 カ所で実施され、約 3000 人の方が食糧を求めて来られているそうです。私もつい先日、地元の伏見区で実施されていたところへお話をうかがってきました。ある学生は、「アルバイト先の居酒屋が休業となり、収入がない。以前から就活用に貯めていたお金で生活しているが、もうなくなる」、また別の学生は、「国の支援給付金は延納していた学費にあてて、すぐなくなった。下宿のタンスなど家具を売ってつないでいるが、売るものもなくなってきた」と話されていました。そして多くの学生が「正月もこれから始まる春休みも、感染拡大にならないように帰省せずに、下宿先にこもるつもり。だからこうした支援ありがたい」と話されていました。生活福祉資金の貸付や住宅確保給付金、休業支援金など学生も活用できる多くの支援が知られていない、届いていないという状況もあります。いま、府内で生活そのものが成り立たない状況が広がっている重大な局面にさしかかっているのではないのでしょうか。

この間、議会の度に学生団体「FREE 京都」が「4 人に 1 人が退学・休学を検討している」とするアンケート結果を紹介してきました。同団体による昨年 12 月までの追加調査では、5 月期に「生活が苦しい」とした学生の 6 割が「現在も状況が変わらない」か「悪化している」と答え、事態は好転していないどころか、いっそう悪化しています。

こうした状況は、一部の特別困難な学生のみにあらわれているわけではありません。以前から指摘してきたことですが、高等教育の教育費負担はここ 30 年の間に急増してきました。京都私立大学教職員組合公費助成推進会議が 1988 年から毎年実施されている教育費の負担実態調査でも、毎年保護者の仕送り額が減り続け、20 年前には月 10 万円以上あったものが現在は 7 万円。直近 5 年間では仕送りから平均的な家賃を差し引いた額で生活するとなると 1 日当たりの生活費は 1000 円以下になるとのことです。また同調査では、下宿生活を始めるための初年度費用が平均 45 万円の負担となっていることも明らかにされています。このことから、アルバイト収入を絶たれた学生が、保護者にも頼れず、ふんばっている姿が容易にわかるものではないのでしょうか。

国は昨年 11 月より、全国の大学・専門学校の学生担当者に対して「新型コロナウイルスによる影響を受けた学生への支援状況等の調査」を実施しました。それによると、国の高等教育の就学支援新制度に加えて個別に学費の減免、授業料の納付猶予等の支援を行ったところは 71.8%にものぼり、それにより退学・休学をする学生数は抑えられているとのことでした。しかし、ぎりぎりのところでふみとどまっている状況ではないのでしょうか。

このように、もともと大学に進学する時点で大きな経済的負担をかかえていた大学生が、コロナ禍でさらに苦境に陥っている。その上、これも以前から紹介していたことですが、肝心の大学の学びそのものもオンライン授業で変質している、さらに豊かな人間関係を築く機会も少ない、こうした状況がまもなく1年を迎えようとするなか、大学関係者からは「先行き不透明な中で精神科を受診希望する学生が急増している。授業が成り立つのかも不安」との声もあがる状況です。

そこで聞きます。知事はこれまで、「大学連携会議などを通じて、しっかり学生の状況を把握」すると答弁されてきましたが、現在の学生の状況について把握されているでしょうか。学生に対する精神的なケアなどが必要な実態を本府として把握する必要があると考えますが、いかがですか。

こうした学生を支えるのに、まず経済的支援が欠かせません。今年度から国が実施している高等教育の就学支援新制度についても、コロナ禍による家計急変にもすでに対応されていますが、もともとの所得要件が住民税非課税世帯やそれに準じた低所得者として年収380万円未満を想定されています。しかし、多くの大学でこれまで独自に実施されてきた支援制度の対象は、国の制度よりも対象が広く、例えば所得要件が年収500万円以下までなどといった範囲でした。国は、新制度実施にあたってこれら大学独自の支援制度に対する財政支援を打ち切りました。そこでお聞きします。高等教育の就学支援新制度の授業料減免について、所得要件を抜本的に緩和することを国へ要望されるべきと考えますがいかがですか。

また、高等教育の就学支援新制度には、給付型奨学金も含まれています。わが党議員団も給付型奨学金の必要性を訴えてきましたが、その規模は現在の奨学金利用者の5割にして、奨学金のあり方を変えていく必要があると考えています。そこで、給付型奨学金について、必要な学生へ支援が届くよう新たな制度として広い対象者に実施するよう、国に求めるべきと考えますが、いかがですか。

また学生支援給付金について、国は第三次の学生支援給付金を実施されるようです。これまで知事は「すでに希望された学生には給付されている・・・過去に選考外となった学生が、その後要件を満たした場合の支援について検討されている」と国の立場を説明されていました。私はこれでは不十分と考えます。そこで、学生支援給付金の要件を緩和し、再給付するよう求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この間の支援給付金を継続性のあるものにするためにも、ぜひと考えますのでお答えください。その上で、本府が独自に給付型奨学金を設けるべきと考えますがいかがですか。

次に、先に紹介した食材支援にかかわってうかがいます。現在、取り組まれているのは地域住民や学生自身のボランティアが中心です。中には、食糧を受け取りにきた学生が、「多くの人に必要な取り組みだから」と支援側に参加する事例が各地で起こっているとも聞きます。その中のお1人にお話をうかがうと、「自分自身の生活が大変で、それを誰にも相談できない時に食材提供があるということでした。そこに多くの学生が来ていることがわかり、自分のような学生は1人じゃないなら、何か自分でもできないかと思って参加した」とのことでした。私は、自己責任がすすめられてきた社会において、こうした動きは大変重要であると考えます。また、大学や大学生協の中には、このボランティアに食材を提供され、協力されているところもあるとうかがっています。また、大学自ら食材提供を実施されたところもあります。本府も感染拡大を抑え込む柱の一つとして、「安心して学生生活を送る支援」に取り組まれてきました。緊急事態宣言が発せられ、また延長されているもとの、4月まで学生が下宿先で安心して生活できる支援の一環として、この食材支援の取り組み自体を支援することも必要と考えます。そこで、大学や大学生協などが実施する食材提供支援を、本府として支援すべきと考えますがいかがですか。学生自ら今ゴールデンウィークもお盆も正月も春休みも下宿先にずっとふんばって頑張ろうとしているからこそ、現瞬間に必要と考えますので、ぜひご所見をうかがいます。ここまでよろしくお願ひします。

【西脇知事・答弁】 西山議員のご質問にお答えいたします。コロナ禍における大学生の支援についてでございます。大学での学びは、教養や専門知識技能の取得だけでなく、学生と教職員、学生同士のコミュニケーションや交流が重要な要素となることから、各大学におきまして感染防止を図りつつ、

遠隔授業と対面授業を併用しながら学習機会の確保に努められているところでございます。こうしたなか、京都府では大学連携会議を通じまして、学生の相談状況を把握しているところであり、例えば対面授業を受けたいが科目が限定的である、通学路の感染が不安で遠隔授業を継続して欲しい想像していた学生生活とのギャップがある、リモート面接など就職活動の変化が不安である、などの声をお聞きしていることから、大学に対しましてメンタルヘルスケアの充実など学生の支援強化をお願いしてきたところでございます。

また、文部科学省からも同様に大学に対し学生の相談体制の充実について繰り返し要請されており、各大学ではカウンセラー等の専門家を設置して相談体制を拡充されるなど、こうした学生の悩みや不安に寄り添ってきめ細やかに対応されています。京都府といたしましては、今後とも大学連携会議等を通じ、学生の相談状況などについて把握するとともに、国や京都府の学生支援策などを情報提供することで、学生の支援につなげてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【文化スポーツ部長・答弁】高等教育修学支援新制度に関する、国への要請等についてでございます。本制度は授業料等の減免と、給付型奨学金を併用し低所得世帯に対し、高等教育の修学を支援するため本年度から創設されたものであり、コロナ禍により家計が急変した学生も対象となるよう、制度を拡充されたところであります。この内、授業料等の減免につきましては、昨年まで私立大学への補助基準として年収 841 万円以下が対象とされていましたが、成績要件が厳しく実際に減免を受けられるのは全国で約 18 万人に限られていました。一方、新制度では、年収約 380 万円未満の収入基準を満たせば広く適用され、対象者は約 51 万人に大幅に拡大されたところであります。

また、府内の多くの大学では、昨年までと同様の年収の基準で大学独自の減免が引き続き行われているところであります。給付型奨学金につきましては授業料の減免と同じ所得基準とされ、昨年まで対象者は年収約 270 万円未満の住民税非課税世帯等に限られていましたが、新制度では収入要件が年収約 380 万円まで拡大され、給付額・対象者とも大幅に増加したところであります。学生支援緊急給付金につきましては、生活に困窮している学生のため西脇知事からも国に再三要望を頂き創設されたものであります。

府内の大学では、これまでに支援が必要な学生に支給されてきたところでありますが、さらに現在、改めて支給要件を満たした学生等に対する追加配分の調整が行われているところであります。いずれの制度につきましても、支援の必要な学生に対してしっかりと制度が適用されることが重要と考えており、引き続き大学と連携して学生への支援制度の周知などに努めてまいりたいと考えております。また府独自の給付型奨学金制度の創設につきましては、これまでから申し上げている通り、基本的には高等教育を所管する国において財源も含め全国で統一的に行われるべきものと考えております。いずれにいたしましても、学生の経済負担の軽減につきましては、2月6日にも全国知事会から国に対し提言したところであり、これまでから繰り返し要請しているところであります。今後とも学生が経済的理由で学業をあきらめることのないよう、国に対して支援の強化を求めてまいりたいと考えております。

次に、学生への食材提供に対する支援についてでございますが、一部の大学においては食材の提供や支援金の給付など、学生個人に対する独自の支援策を実施されているところであります。京都府と致しましては、学生が安心して授業を受けられるよう、大学が行う感染防止対策や、オンライン授業実施にあたっての wi-fi 環境の整備などの取り組みを支援することで、学生が安心して学べる環境の確保を図ってきたところであります。

今後とも、学生が大学で安心して学べるよう大学や学生のご意見もお聞きしながら、引き続き国に対して制度の拡充を求めるとともに、京都府としても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

学生生活の実態を把握し京都府独自の支援制度を

【西山議員・再質問】 ご答弁いただきました。国への要望に関連して、わが党は高等教育の授業料をただちに半減とすること、奨学金は給付型を基本にして必要とする学生に届けるべきだと訴えてきました。ぜひ本府もその立場で国へ要望していただきたいと思います。とくに多くの学生を受け入れている私立大学については今年度、ご紹介いただいたように独自の経済支援で学生を支えておられますけれども、国からの財政支援にあたる私学助成の特別補助は廃止されたままとなっており、国へ強く要望されたいと要望しておきます。

食材提供への支援について、フランスでは学食での食費支援や、精神科受診の費用支援をされる方針だと、先月ニュースで報道されておりました。本来は、国による学生生活を支えるさまざまな支援が必要ですが、授業料減免や給付型奨学金がそうした意味ですべての学生に届くことが必要です。しかしいま、その国の支援が不十分となっているもとで、ぜひ、本府のほうでも引き続き食材支援も含めてご検討頂きたいと、これも要望しておきます。

再質問いたします。今現場の学生の実態について大学連携会議でつぶさに把握されているとのことですが、コロナ禍で孤立を深める学生生活が2年目に突入しようとしております。そうしたことで精神的なケア等が必要な学生も広がっている状況です。こうした学生の実態、これ大学そのものもなかなかつかみづらい、そういう状況にあると伺っております。そこで本府としても共同して、この学生の実態を把握する必要があると考えておりますが、その必要性についてはどのように認識されているのでしょうか。もう一点再質問いたします。本府の給付型奨学金について今、国の役割ということで御答弁いただきましたけれども、やはり国が不十分である中で本府がどういう役割を果たすのかが問われていることと思います。国が大学に対する感染防止の予算を設けていないもとで、本府は実施してきました。そのような形でやることも今重要ですし、また大学の街という本府独自の魅力を高めていくという意味でも、将来的にも必要なことと考えております。そうした意味で、今こそ若者が希望を持てるように独自に検討すべきと考えますが、将来的にも構想しないのか、この2点についてご答弁よろしく願いいたします。

【知事・再答弁】 西山議員の再質問にお答えいたします。我々大学連携会議を通じましてお聞きします様々なお声を反映して、例えば wi-fi 環境の整備ですとか、寮の3人部屋、相部屋の解消とか、食堂、図書館等における感染防止とか、そういうもの、それを反映するために大学連携会議を通じて声をお聴きしています。2年目に入るといふことで、より大学生にとって厳しい状況にあることは十分認識しておりますので、引き続き学生に本当に身近にあり、常に接しておられます大学、そして、その集まりであります大学連携会議を通じまして、大学生の悩み、ニーズをきっちり把握した上で、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。その他の再質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【文化スポーツ部長・答弁】 府独自の給付型奨学金についてでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には大学生に対する修学支援につきましては、高等教育を所管する国において財源を含め全国で統一的に行うものと考えております。しかしながら京都府といたしましても、例えば、府立の大学におきましては、国制度を上回る年収460万円までの学費軽減制度を設けておりますし、京都府としましても府独自に会計年度任用職員として採用したり、また有償インターンシップの受け入れ、またアルバイトを探している学生には、ジョブパーク内に学生インターンバイト応援センターを設置するなど、様々な支援を行っておりますので、引き続き国に対しましても、経済的負担の軽減の更なる拡充について要望してまいりたいと考えております。

【西山議員・指摘要望】大学の相談窓口の現場で今ご尽力いただいておりますけれども、孤立している学生が今増えてきているのかもしれない、そういう事実があります。是非、本府としてその実態について丁寧に把握された上で、必要な支援については是非実施していただきたいと求めておきます。

また、精神的不調に関する相談窓口の体制整備、こうしたものも含めて是非検討していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

非正規雇用労働者へ支援制度の周知徹底、中小企業への支援の拡充を

【西山議員】コロナ過で深刻な影響が広がっている雇用に関して伺います。本府はもとより学生のアルバイトに頼った飲食店、観光業が多く、その上に製造業をはじめ、ものづくり産業で非正規化が進み、非正規雇用労働者の割合が全国トップクラスとなっています。そこにコロナ過がおそい、非正規雇用労働者に多い青年やとりわけ女性に困難が広がっています。わが党議員団では、昨年9月から12月にかけて深刻化する雇用の実態をつかもうとアンケートを実施してきました。月日が進むにつれて「収入減少」を回答される方が当初10月の13%から12月には24%と増えています。そうしたもとの非正規労働者の多くに休業支援金制度が知られておらず、周知が必要と代表質問でも指摘しましたが、本府は労働相談所やジョブパークなどで周知されているとのことでした。しかし、今現在知られていない方にいかに届けるかが課題であり、そこで事業所訪問も含めて制度周知をはかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に中小企業への支援についてうかがいます。府内の多くの雇用を支え、地域経済を支える中小企業が危機的状況にあります。1月の京都経済情勢レポートによると、「雇用・所得環境は政策による下支えがあるものの弱めの動きが続き、先行き懸念が強まっている」としています。雇用調整助成金や持続化給付金など、国の支援のさらなる要件緩和、拡充、延長が必要な状況です。重ねてこれらを国へ要望されるよう求めておきます。そのうえで、本府独自による支援策も待たれております。本府は国に家賃支援の再度実施を求められたとのことですが、必要とされているのは幅広い固定費への支援です。また、今年度実施されました新型コロナウイルス感染症離職者支援補助金については、京都市分含めて1308件の申請があったとお聞きしております。こうした支援は今後ますます必要性が高まっていくのではないのでしょうか。そこで、家賃・水光熱費やリース代など固定費を支援する補助制度など実施すべきではないのでしょうか。またコロナ関連離職者を再雇用した中小企業への補助制度の継続と新卒者の採用における補助制度などすべきではありませんか。お答えねがいます。

廃川敷の問題解決、水路美化を要望する住民との話し合いを

最後に、私の地元と隣接する旧宇治川の廃川敷にある府有地にかかわってうかがいます。京都市伏見区・淀にある淀水路は近年、桜の観光スポットとして関心がよせられています。この水路沿いの遊歩道に植えられた河津桜は早咲きの桜で、2月から3月には開花し、コロナ禍以前は大変なにぎわいでした。これは、地元住民の方々が水路をきれにしたいとゴミ拾いからはじめ、桜を植樹し育てられてきたものです。私はこの淀の地で生まれ育ちましたが、幼少のころ近寄りがたかった水路が、魅力あるものに代わって大変うれしく思います。その淀水路を挟んだ対岸、久御山町に問題の廃川敷があります。この廃川敷は、明治期の淀川改良工事によって生まれた土地です。その後、戦時中の食糧増産を目的として巨椋池の干拓事業が実施された際に、この土地も当時の御牧村、現在の久御山町によって耕作地とされました。ところが、この土地の大部分を占める府有地と民地の境界線の策定や府有地の払い下げ等の作業が戦中戦後の混乱のなかでよくわからない状況のまま耕作がすすめられました。

その後、この土地は本来府有地のはずが、耕作された方がその後も使用し続ける状態が現在に至るまで続いています。過去には、土地を使用されている建設会社の騒音、粉塵の問題、土地に建築物を勝手に建てた問題などで、周辺住民が府に指導を求められたことが何度かありました。現在はそうし

た問題こそ少なくなっているものの、先に紹介しました水路の美化をはかろうとした時に、対岸についても協力してほしいと多くの住民が願っておられます。しかし、直近でこの土地についての実態調査であったり、2003年以降は境界確定のための協力依頼もされていないとのことでした。

そこで質問いたします。あらためて、この廃川敷の問題解決に向けて、どのような方針を持っているのか、お聞かせください。以上お願いします。

【商工労働観光部長・答弁】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金の周知についてであります。京都府ではこれまでから京都労働局と共同で雇用調整助成金申請をサポートする中小企業雇用継続緊急支援センターを京都テルサ内に設置するなど、国の支援制度を含めた相談に対応いたしております。休業支援金給付金つきましても、京都労働局と連携し、特に非正規の多い観光関連産業や民間紹介派遣事業者等に対して周知をして参りました。加えて府内中小企業の多様な働き方を推進するために、訪問しております個々の企業に対しましても周知を行っているところでございます。引き続き制度の周知を徹底してまいります。固定費の支援についてですが、固定費の中でも負担が大きい家賃につきましても、国に対して家賃支援給付金の再給付を求めているところでございます。また固定費の削減につながる取り組みについては、中小企業の経営改善を目指す「知恵の経営ステップアップ支援金」によって支援しているところでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた離職者等を新たに雇用する府内企業への支援について触れてございますけれども、企業の採用マインドの冷え込みを抑制するため、コロナ離職者採用支援事業を府市協調で緊急実施したところでございます。今後も厳しい雇用情勢が予想されますので、今議会には解雇や雇止めを受けた方が、収入を得ながら訓練を通じて正規雇用を目指す「京都未来塾事業」を来年度も継続するための予算案を提案しているところでございます。

新卒採用についてはコロナ禍の見通しが不透明な状況でありますけれども、第二の就職氷河期を生み出さないために早期の対策が必要であります。このため大学等とも連携し、入学後の早い段階からの職業観醸成や、企業研究の場となる有償インターンシップへの支援に取り組むとともに、卒業年次で未内定学生向けに就職フェアなどを実施したいと考えており、必要な予算案を今議会に提案しているところでございます。今後とも雇用情勢や事業実績等、総合的に勘案しながらに時期を逸することなく必要な対策を講じてまいります。

【建設交通部長・答弁】旧宇治川廃川敷にある府有地についてでございます。

当該廃川敷地は宇治川右岸の久御山町大橋辺地内にあり、明治29年から大正4年にかけて国において、宇治川の大規模な河川改修が実施されたことに伴い生じたものでございます。その後河川区域の変更や廃川告示などが行われ、昭和8年には府が当該廃川敷地の処分をするべく公用廃止の手続きがされ、面積約1万4千㎡の土地が府有地となっているものでございます。当該土地では戦時中から工事が開始されたとの記録があり、その後も耕作は続けられております。近年においては、当該廃川敷地域における不法投棄や野焼きなどの苦情が周辺住民から寄せられることもあり、その都度山城北土木事務所が現地において指導したところでございます。

京都府においては公共事業に伴い発生する廃道、廃川敷地については公共的利用がない場合には、譲渡を含めた処分を行うこととしております。当該廃川敷地については譲渡処分の前段となる境界確定が長年にわたり難航し、未了となっている個所もございまして、まずは境界確定の完了に向けて引き続き関係者と調整をして参りたいと考えております。こうした経過からも当該土地の最終的処分に向けては関係者と粘り強くかつ慎重に調整を続けていく必要があると考えており、それまでの間は当該廃川敷地の環境保全も含めた府有地の管理に努めてまいりたいと考えております。

【西山議員・再質問及び指摘要望】ご答弁をいただきました。まず廃川敷についてですが、単なる府有地の問題としてだけではなく、やはりこの周辺住民の方からまちづくりの課題として進めていただ

きたいという声が上がっております。そういう観点から当該町と周辺住民との話し合いの場も設けていただきたい。このことを要望しておきます。雇用のことで再質問します。現場では国の雇用調整助成金が非常に求められているものの、短期間の延長が繰り返されてきたもとの、中長期的な見通しがもてない状況にあります。すでに大企業では希望退職の募集やその中で退職勧奨などがされる実態もあるとうかがっています。そこで、多くの中小企業に希望ある見通しを示す必要があると考えております。この離職者支援のことにかかわって、京都市との引き続きの協議もされていない状況でしょうか。お聞かせください。

【商工労働観光部長・答弁】 離職者採用支援事業についてでございます。この補助事業につきまして、昨年春の緊急事態宣言後の急激な落ち込みを見せた経済雇用情勢や、急増した労働相談等の状況を受けまして、冷え込んだ企業採用マインドを高め、コロナ禍であっても積極的に採用いただけ企業さんへの奨励制度として緊急的に実施したものでございます。こうした助成制度については、その時々状況に応じ効果的にインセンティブが付与されるといったことが重要でございます。先ほど申し上げました通り、新採用の状況についても非常に厳しい状況があることから、そうしたことにつきましても対応をはかっているところでございまして、引き続き労働界、それからまた京都市も含めた関係機関と協議進めながらその時期に応じた政策を講じて参りたいと考えております。以上でございます。

【西山議員】 ご答弁をいただきました。経済、雇用への影響はますます深刻さを増しております。それだけに、中小企業を支援する補助については引き続き必要で、これはぜひ検討すべきと要望して私の質問を終わります。

島田けい子議員（日本共産党・右京区）

2021年2月22日

美山診療所の機能縮小は重大。医療・介護水準維持へ府の責任を果たせ

【島田議員】 日本共産党の島田けい子でございます。先に通告しております数点について、知事並びに関係理事者に質問をさせていただきます。まずはじめに、南丹市の美山診療所についてです。昨年12月の南丹市議会で、「南丹市国民健康保険診療所条例」が可決をされ、4月から「国保南丹みやま診療所」が開設される予定となっております。当初南丹市は、現在の診療所の機能を大幅に縮小し外来のみとする考えでしたが、今の診療所の機能を残してほしいとの住民の強い声に押され、入院病床4床は維持するとのいたしました。ただし、介護老人保健施設は廃止し、通所リハビリや訪問看護は縮小するなど、住民の期待を大きく裏切るものとなっております。

開設準備の中で南丹市が示した職員体制は、今の60人から大幅削減の20人体制であり、入院は1泊2日程度、外来は月曜日から金曜日の昼のみとし、夜間・土日の医療、時間外救急や在宅での看取りへの対応も明確に示されておりません。救急受診は地域医療の要です。「民営」では守られてきた命が「公営」では守られなくなるなど、到底許されません。

さらに、現在100人ほどの患者さんが受診する糖尿病甲状腺外来、精神科外来などの今後の見通しも示されておりません。もしもこれがなくなれば、多くの住民が遠距離の通院を強いられます。

老人保健施設について、12月定例会で知事は、「美山診療所以外にも南丹市には特別養護老人ホームや老人保健施設がある」と、南丹市と同じ認識を示されましたが、しかしこれまで、美山診療所が、入院病床と一体に中部医療センターなど他の地域の病院から地域に帰って来られる方を受け入れ、リハビリなどを継続して行い在宅復帰へつなげるとともに、転換型老健施設として難病の患者さん、高齢者も受け入れてきました。これらがなくなれば、療養やリハビリが身近で受けられなくなり、車で

片道 30 分から 1 時間余りにもかかる施設へ行かなければなりません。移動の時間やお金も必要となるなど、患者・家族に大きな負担がのしかかります。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が多い美山で、在宅生活を支える 24 時間の訪問看護や居宅介護支援事業も廃止し、月に 160 人もの利用があった無料送迎や無料低額診療制度も廃止するというひどい内容です。

昨年 4 月に診療所所長に就任した中村真人所長は、「京都新聞」インタビューで、「地域住民と日ごろ接して、必要な施設だと気づかされる。美山では過疎と高齢化が進み、公共交通機関が少ない。受診が困難な場合は無料送迎がある。急患もできるだけ受け入れ、老健や通所リハビリ、専門外来もある」「老健は絶対に必要」「入院病床があることで救急を受けられ、救急車のたらいまわしも防げる。今後も欠かせない」と述べ、これからも住民の願いに応え、患者本位の医療をしていくと決意を述べておられます。ところが南丹市長は、「医師の労働負担を軽減しないと来てもらえない」と発言され、これには現場の医師も怒りの声をあげておられます。住民の命や健康を守るという使命感をもって従事される医師に対して、たいへん失礼なことです。中村先生をはじめ複数の医師確保と中部総合医療センターからの派遣も可能となっているなか、なぜ医療機能を縮小しなければならないのでしょうか。

美山の住民有志の皆さんが、南丹市に対し公開質問状を提出され、住民への説明会の開催を要望するとともに、これまでの美山診療所が住民に提供してきた医療・介護の水準を維持し地域包括ケアシステムの確立を図ること、老人保健施設を診療所に併設することなどを求めておられます。

そこで伺います。第一に、「民営」で守られてきた命が「南丹市直営」になったら守られず、救急医療の体制が後退することで「救える命が救えない」事態になること、これまで受けられた医療・介護を受ける権利が奪われることについて、これはもはや人権侵害に値する問題だと考えますがいかがでしょうか。

第二に、コロナ禍の中、医療のひっ迫や人材不足が大きな社会問題となる中、貴重な医療・介護従事者の雇用を打ち切り、地域医療や介護の体制を後退させる計画について、知事はどのようにお考えか、認識を伺います。

第三に、市長が南丹市議会場で繰り返し述べた住民説明会について、いまだ開催されず、住民の 6 割を超える署名に託された願いにも背を向け、現場の医師や住民にも説明を行わないことは、自治体の長として問題があると考えますがいかがでしょうか。

第四に、京都府は保健医療計画や高齢者健康福祉計画を定めています。へき地医療確保とともに、府民の医療・介護の体制を提供する責任は知事にあります。府の責任で課題を解決し、現在の美山診療所が提供している医療・介護の水準を維持し、南丹市国保南丹みやま診療所に老人保健施設が併設できるよう、必要な支援を行うべきと考えますがいかがでしょうか。お答えください。

【西脇知事・答弁】 島田議員の質問にお答えいたします。

美山診療所についてでございます。超高齢化社会を迎える中、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築することが重要でございます。そのためには、それぞれの地域の実情に応じて、病院や診療所、介護事業所が相互に連携し、地域全体で医療・介護を提供できる体制づくりを進める必要がございます。議員ご質問の美山診療所につきましては、昨年の南丹市 12 月議会において、南丹市国民健康保険診療所条例が議決され、直営の国保診療所として、夜間体制も含めた診療所の体制を検討されているところでございまして、南丹市において地域に必要な診療所機能を確保されるものと承知をしております。また老人保健施設などの介護サービスにつきましても、南丹市において、管内の介護施設事業所と国保診療所との連携を進められております。

京都府といたしましては、引き続き南丹市の意向を十分尊重しながら、地域に必要な医療・介護提供体制が確保されるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】 美山診療所の医療・介護従事者の雇用についてであります。

南丹市では、令和3年4月から診療所の開設に向け、南丹市医療対策審議会がとりまとめた答申の主旨を踏まえて、準備が進められているところです。美山地域で必要な医療・介護のサービス提供体制については、南丹市が新たに開設される 国保南丹みやま診療所と近隣の医療機関、介護施設事業所とが連携を図り体制確保に努められるとともに、地域における医療・介護人材の活用を図られるものと認識しております。なお、新たな診療所は南丹市直営であり、南丹市が新たに雇用関係を結ばれることとなりますが、診療所の運営に必要な人材の確保を含め適切に対応されると期待しております。また、地域住民向けの説明会につきましては、コロナ禍の影響により、現在南丹市において開催を見合わせておられますが、今後地域の感染状況にも十分配慮しながら実施される予定とお聞きしております京都府におきましては、保健医療計画や高齢者健康福祉計画に基づき、地域で必要な医療・介護提供体制を確保することとしており、引き続き南丹市の意向を十分尊重しながら支援してまいりたいと考えております。

【島田議員・再質問】 ご答弁をいただきましたが、必要な医療がさらに後退するということを指摘しております。高齢化率47%、ベッド数は京都府平均の10分の1、今でも非常に貧困な医療状態です。これをさらに後退をさせるのです。京都府の計画、第9次京都府高齢者健康福祉計画の中で、重点事項には「認知症、看取り、リハビリ等の地域包括ケアの一層の推進、在宅療養を支える居宅サービス・地域密着型サービスの充実、医療・介護の連携や介護・福祉人材の確保」を挙げておられますが、これら計画は絵に描いた餅だということですか。京都府の計画からも逆行する事態だと、必要な医療が提供されなくなる、医療難民・介護難民が出かねない現状を紹介して見解を求めているのです。あらためて知事の明確な答弁をお願いします。

南丹市直営になって、逆に救急医療も地域包括ケア体制も後退させ、救える命が救えない事態になるが、人権侵害につながる問題だと指摘していることについて、知事の見解をお願いいたします。

【西脇知事・再答弁】 島田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど冒頭述べましたけれども、この超高齢化社会の中で、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、その地域の実情に応じて、必要な時に適切な医療・介護が受けられる体制の構築が必要だと思っております。南丹市につきましては、直営の国保診療所として開設される、その夜間診療体制も含めて、今診療所の体制を検討されるところでございまして、南丹市の意向を十分尊重しながら、支援をしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域包括ケアの例示がございましたが、京都府が作っております計画、これを地元の市町村とも十分連携しながら実現する、そして持続可能な医療・介護体制を作っていくのが、我々の責務だと考えております。

【島田議員・指摘要望】 住民の命と安全が脅かされる医療の縮小は許されません。必要な医療を提供するというのであれば、医療難民・介護難民を生みかねない今の進め方はですね、1回見直さなきゃいけません。4月1日開設にこだわらず、現場の声、住民の声をよく聞き、計画の見直しを行うことを求めたいと思います。40人もの医療介護の従事者を解雇する、コロナワクチンの接種でも身近な診療所で行えばスムーズに行くところだったんですが、土日もなくなるんですね。現場の混乱を解決していただきたい。20人へ縮小した体制でさえ確保できないと聞き及んでおりますので、これは現場の実態を調べていただきたい。美山の人たちが安心して暮らせるよう、京都府として必要な支援、助言を行うよう強く求めて、次の質問に移ります。

新型コロナ対策に罰則は逆効果。医療機関・介護施設への減収補填こそ

【島田議員】 次に、新型コロナ感染症対策について数点伺います。

新型コロナウイルス対応のための改定特別措置法、改定感染症法が、2月3日の参院本会議で、自民、公明、維新、立憲民主の各党の数成多数で可決・成立をいたしました。

13日施行の改定感染症法で刑事罰を削除したものの、入院拒否には50万円以下の過料がかけられます。公衆衛生学が専門の東京大学大学院の橋本英樹教授は、地域の健康を守る為に真に必要なのは「住民の理解と協力」で、「罰則は逆効果」と警告をしています。そして多くの関係者が、新型コロナ感染者への差別・攻撃を助長しかねないと、懸念を表明しています。入院できずに自宅で亡くなる方がおられる下で、新型コロナの患者の「自宅療養」を感染症法に位置付け、従わないなら罰金を科すなど大問題です。また、特措法によって新型コロナ患者受け入れ要請に応じない病院名の公表という社会的制裁を行うことは、政府の長年にわたる医療社会保障抑制政策の失政を不問にし、それに苦しめられている医療機関に病床逼迫の責任を押しつけるものであり、許されません。

コロナ受け入れ医療提供体制の拡充について、本府は医療機関へ協力要請を行われ、この間、コロナ患者の受け入れ病床を330床から350床へ20床増やされました。これに多大な貢献をいただいている洛和会・音羽病院の二宮清院長は、「京都民報」紙面で次のように述べておられます。

「特別措置法の改定で、病院名の公表が盛り込まれたことは、病床不足に役立つどころか、逆効果になるのではと危惧する」「コロナ患者の受け入れには、コロナ患者から他の疾患の患者に感染させないために、他の疾患の患者との混在を避けるための専用病棟が必要となり、コロナを疑われた患者とコロナが確定した患者とを受け入れるため、すべて個室が必要になる」「日本の病院の多くが多床室。当院では39床ある一般病棟の4人部屋を1人用に転用し12床にしたが、これだけでも相当の損失となり、外来・入院患者の受診抑制、検査・麻酔・手術の自粛も加わり、昨年4月から9月の上半期だけで3億円弱の赤字となった。行政からのコロナ受け入れに際しての機器・物品を購入した分の補助だけでは到底足りない」とのことです。

また、「クラスターが院内で発生した場合、病院にとっては致命的打撃になる。民間病院の規模や機能はさまざまだが、『公表』を恐れるあまり、無理にコロナ患者を受け入れてクラスターが発生し、コロナ以外の患者が巻き込まれて感染し亡なる場合もある。その補償も必要になる。最悪の場合には、病院を閉鎖せざるを得ない場合も出てくる。病床を増やすどころか、病院存続が危ぶまれる」とのことです。そもそも病床不足の根本には、急性期病床の削減や診療報酬の引き下げなど、長年の国の社会保障抑制策があるのであり、コロナ以前から多くの病院が赤字経営を余儀なくされ、多額の借金をすでに背負っております。現にクラスターが発生した一般病院でも、風評被害も相まって患者が戻らず、経営が悪化し、病床を削減する病院も出始めています。

そこで伺います。代表質問で知事は、医療機関への減収補填についての見解で、「令和3年度から診療報酬・介護報酬を特例的に増額される」と答弁されましたが、現場に伺いますと、「月平均のべ8,000人の外来患者、入院が月のべ11,000人のある病院で、加算額は150万円規模。1カ月の収入の0.18%の増加に過ぎず、減収補填には程遠い。コロナ受け入れのところは一定の補助があるが、受け入れができない医療機関は、手持ち資金がなくなれば閉院せざるを得なくなる」「介護報酬加算も雀の涙にしかならず、それも9月までの措置」ということです。コロナ以外の一般医療機関も、介護の事業所も、深刻な経営難が起きているのであり、コロナ患者の受け入れの有無にかかわらず減収補填を行うべきです。いかがですか。

また代表質問答弁では、病床ひっ迫の解消へ転院促進の必要性を認められましたが、現場では機能しておりません。今日のニュースの私立病院協会のアンケートでも明らかです。東京墨田区等で「入院待機ゼロ」を達成する等の大きな効果を上げている転院支援のための補助金制度が必要です。21日の報道でも、大阪・兵庫など6都府県がすでに実施あるいは創設するとのこと。そこで伺います。本府でも療養支援病床を確保する医療機関への財政支援が必要と考えますが、いかがですか。

介護事業所や障がい者福祉施設も同様です。クラスターが発生した特別養護老人ホームでは、デイサービスやショートステイ事業を一時中止したために、大きな減収となりました。また、体力の乏しい小規模事業所では一気に経営が困難となり、廃業に追い込まれ、その結果介護サービスを受けられ

ない利用者が出ています。もともと慢性的な人手不足と介護報酬改定により経営困難がある中、コロナでさらに問題が深刻化し、廃業件数は過去最大になっているのです。

そこで伺います。介護事業所や障害児・者施設等においても、国へ減収補填の実施を求めるとともに、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や緊急包括支援事業を活用して、府独自の財政的支援を行うべきです。その財源が不足するのであれば、国に対し交付金等の増額を求めるべきですが、いかがでしょうか。

病院や介護・福祉施設のクラスター防止へ、定期的な PCR 検査の実施を

【島田議員】次に、PCR 検査についてです。12 月定例会本会議で、我が会派の森下議員が、「老人ホーム、医療機関等で感染者が出ている。クラスターが起きてからでは遅い。病院、介護・福祉施設等で、入所者や職員に対する定期的な PCR 検査を実施すべき」と強く要望したのに対し、知事は、「医療機関や保健所の負担になるから、慎重に検討すべき」と答弁されました。その後、ご承知のように病院や介護施設でクラスターが次々に発生し、尊い命が奪われているのです。宇治徳洲会の松岡副院長は、「京都新聞」インタビューで、「年末年始、恐怖と絶望しかなかった」「今回の感染拡大は、災害で例えるなら予測ができない地震ではなく、来るとわかっていた津波だ。行政には先を見据えた対応が求められる」と発言されていますが、同感です。想定外の患者急増という発言もありましたが、しっかりと検証し、今後活かすべきだと考えます。指摘をしておきます。代表質問で知事から、「宇治市で先行実施したが、『攻めの PCR 検査』ということが言われ始めたので対象地域や施設を拡大する」と答弁されました。国の求めに応じて本府が提出した計画は、国の通達の範囲内であり、定期的な検査が計画にありません。クラスターを発生させないために、無症状の陽性者を発見し、高齢者施設、障害児・者施設等で働く人たちが安心して働き続けられるように、定期的な PCR 検査を実施すべきです。知事の決断を求めます。いかがでしょうか。

いま、医療・介護の現場で働く人たちの声を聞いていただきたいと考えます。看護師たちの多くが、「コロナ病棟で働くことを嫌だと思ったことはない。ただ、手を尽くしても助けてあげられなかった患者さんや、人生最後の家族との別れもできず一人旅立たれる患者さんを見る。そんな毎日の中で、頑張りたいけど心と体がどんどんつらくなっていく」と、先の見えない不安にさいなまれているのです。ある病院の看護部長さんは、「Go To キャンペーンの時に、これでは患者が絶対増える。重症患者が転院できなくなる状況が来るのではないかとドキドキしていたが、実際にそうになりました。スタッフの多くがこの 1 年間で、『感染しない』『感染させない』と、旅行も飲み会も我慢してきた。けれど、ほかの人が楽しそうに遊んでいるところを見るととてもつらい思いをしています。そして、懸命に働いている人たちがやめ急ぐことのないように、過酷な労働条件を改善してほしい。コロナを契機にもっと日本の医師や看護師の体制を欧米並みに増やしてほしい」と言われました。また、「慰労金についてはとてもありがたいけど、コロナ陽性患者に関わった人だけに手当が当たるということに違和感を感じている。一般病棟にもしわ寄せは言っている」とのことでした。

そこで伺います。国の責任で、コロナの最前線で尽力する医療・介護従事者の大幅な増員とともに、賃金の引き上げ等処遇改善を行うことが必要です。また「慰労金」について、業種の区別なく一律の再給付を行うべきと考えますが、いかがですか。

【健康福祉部長・答弁】医療機関の減収補填についてでございます。

京都府ではこれまでから、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対し、病床確保や設備整備に要する費用の補助など、幅広い支援を実施しており、来年度においても病床確保に対する支援など、約 360 億円の予算案を今議会に提案しているところです。また、減収に対する補填につきましては、コロナ禍ですべての医療機関が厳しい経営状況にあることから、診療報酬のあり方も含

め、国に繰り返し要望しており、この結果、感染予防策を講じたすべての医療機関について、令和3年4月から、特例的な対応として、外来や入院の診療報酬に加算措置が講じられることとなりました。これからも、あらゆる機会を通じて、国に要望してまいります。

次に、療養支援病床を確保している病院への支援についてであります。

京都府においては、病院団体や医師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の回復後も引き続き入院が必要な患者の転院先病床の確保を図っているところであり、回復者を受け入れた場合は診療報酬の中で加算措置がされていますが、そうした患者を受け入れる病床を確保することで生じた空床を病床確保料により保障することについても、全国知事会を通じて国に要望しているところでございます。

次に、介護事業所や障害者福祉施設等に対する減収補填についてであります。

京都府においては、これまでから、介護事業所や障害者福祉施設等に対して、衛生用品の供給や設備整備に対する支援、感染発生時のかかりまし経費の助成など幅広い支援を実施しており、来年度においてもこれらの支援を実施するため、4億3千万円の予算案を今議会に提案しているところです。

また、国に対し、コロナ禍の影響で厳しい状況にある事業所や施設に対する支援を繰り返し要望してきた結果、令和3年4月からの特例的な措置として、利用者が減少した通所介護事業所等に対し介護報酬が加算されるとともに、すべての障害福祉サービスに対し、半年間、基本報酬が上乘せされることになりました。今後も、事業所や施設に対する支援について、引き続き国に要望してまいります。

次に、医療施設や高齢者施設等の従事者に対するPCR検査の実施についてであります。

医療機関については、院内感染を防止するためのハード整備や医療従事者に対するPCR検査の委託費用が、国の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」による補助対象となっており、医療機関が自ら検査を行っていただける環境が整っているものと考えております。

また、高齢者や障害児・者の入所施設における感染拡大を防ぐため、京都府では2月3日から施設の従事者に対する検査を実施しているところです。従事者の感染を無症状の段階から発見することで、従事者自身の安心にもつながっており、今後、対象地域及び施設を拡大して、実施してまいります。

次に、医療・介護従事者の増員と処遇改善、慰労金の再給付についてであります。

医療従事者のうち、特に確保が難しい看護師については、京都府ナースセンターにおいて、コロナ受け入れ医療機関の求人を受け付け、積極的に働く意思のある方の紹介を行っているところであります。また、医療従事者の処遇改善については、知事会を通じて国に要望しております。介護従事者の確保については、これまでから厳しい状況にある中、京都福祉人材認証制度により職場環境の整備を進めるとともに、介護従事者の処遇改善を国に対し繰り返し要望してきたところです。

また、慰労金については、本年1月末現在、医療機関及び介護・障害福祉事業所分合わせ約141億円を交付しており、さらに国に対し対象期間の拡大を要望しているところです。今後も、府内の医療機関や介護事業所等としっかりと連携し、感染症対策に全力で取り組んでまいります。

【島田議員・指摘要望】 ご答弁いただきましたが、現場の現状をしっかりと調査もしていただきたいと思えます。70万人にもものぼる潜在看護師がおり、働けない最大の理由は、「過酷な夜勤」「少ない人員」など労働条件にあります。医療・介護従事者が安心して働き続けられるよう、国・自治体とも、ケア労働を重視する政策へと転換が必要です。指摘をしておきます。

医療機関・介護事業所への減収補填について、その必要性について明言がありませんでした。特例加算では、減収補填には当たらないと、先ほども指摘をいたしました。今後、ワクチン接種が始まりますが、医師・看護師不足が大きな課題です。これから、感染防護とワクチン接種の二大事業を担う医療機関の体制確保のためにも、減収補填は急務です。その認識になぜ立たれないのですか。指摘要望に代えさせていただきます。医療・介護崩壊を招かないために必要な財政支援、そして定期的PCR検査など、しっかりと国にも意見を上げるとともに、府独自の努力も求めておきます。

菅政権は、コロナ禍でも重要な役割を果たしている全国の公立・公的病院の救急ベッドの縮小など再編計画を推し進め、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を2倍にするなど、医療・社会保障の切り

捨てをさらに進めようとしています。こうした国の政策に対しても、きっぱりものを言っていただきたい。美山の人々を含め、すべての京都府民が安心して暮らせるよう、住民福祉の向上に努める地方自治体本来の役割を果たしていただくよう、強く要望して質問を閉じます。ご清聴、ありがとうございました。

成宮 まり子議員（日本共産党 西京区）

2021年2月24日

少人数学級の実現、教職員を増やし働き方改善に府が役割発揮を

【成宮議員】日本共産党の成宮まり子です。通告に従い、知事と教育長に伺います。

まず、少人数学級の実現にむけた課題についてです。コロナ危機を契機に広がった少人数学級を求める世論と運動に押され、政府は小学校の学級編成基準を現在の40人から35人に引き下げると決め、義務教育標準法改正案を閣議決定しました。小学校全学年での見直しは、実に40年ぶりのことです。小学校校長会や全国知事会などからも声が上がリ、教育研究者らが呼びかけた全国署名は22万筆を超えました。京都府議会にも1万6352筆の請願署名が寄せられるなどし、本議会を含め全国の約600議会から意見書が上がるなど、まさに国民的な運動がこれまで頑として少人数学級を拒んできた政府をついに動かしたのです。

同時に、今回の計画だけでは不十分です。保護者や教職員からは「子どもたちは、学校生活や行事でもがまんを強いられ、ストレスを溜め不登校も増えている。今の2年生以上や中学・高校も対象にしてほしい」「どの子ども大事にされるよう、教員を増やして」との声が上がっています。

国の計画では、35人学級を、来年度の小学2年生から5年間かけて6年生まで段階的に移行し、新たに必要となる教員約1万4000人は、これまでの加配定数からの振り替えや少子化により、財政支出はほぼ増やさないとしています。この4月から対象となる2年生は、すでに加配措置で実質35人学級であるため、少人数学級化に伴う教員の定数改善は全国でわずか744人、逆に、少子化などに伴う「自然減」「合理化減」が1615人でトータル474人マイナスとなります。

また、国の計画では中学・高校は対象外ですが、特に中学校は小学校から環境も大きく変わり不登校も増え、きめ細かな支援が必要です。15日の衆院予算委員会で、わが党の畑野議員の質問に対し、菅首相も中学校についても少人数学級の実施を検討すると、初めて答弁しています。

そこで、まず知事に伺います。小学校を対象に5年間かけて35人学級を実施する国の計画では不十分であり、現在の小学2年生以上や、中学・高校も対象とし、少なくとも30人以下の学級をめざした計画にするよう、国に求めるべきではありませんか。同時に、本府としても独自に少人数学級を推進すべきです。「京都式少人数教育」の枠組みにとどまらず、国の計画の前倒しや対象を広げるなど、さらなる少人数学級を進める独自の予算措置を行うべき時だと考えますが、いかがですか。

少人数学級を見通し、教員の確保や計画的な養成を重要課題としてとりくむ必要があります。そのためにも、教員の厳しい勤務環境の改善が待たなしです。教員の働き方が、京都では全国と比べても大変な実態にあることを、これまでから指摘してきました。コロナ禍の下、今年度の公立小中高校教員勤務実態調査では、全体として時間外勤務は減っているものの、中学校では月平均91時間で過労死ラインとされる80時間を超えています。また、全小中学校・府立学校教職員の病休などの発生は、今年1月までに290人が長期に休まれ、うち「精神・行動の障害」142人にもものぼっています。学校現場では、若い先生の病休やメンタルが増えている、自らの妊娠・出産や子育てとの両立に悩み、辞めてしまう方もあると聞きます。そうした下で、教員を志望する若者も減っています。今年度教員採用試験の倍率が全国で2.7倍と過去最低になり、京都は3.7倍とのことですが、教員の確保・養成は全国的な課題です。教員という仕事の魅力とともに、子育てと両立して働き続けられる仕事だと学生や若い世代に認めてもらえるよう、厳しい勤務環境の改善が必要です。そのためにも、正規教員を増やし、1クラスの人数を減らすべきです。本府では非正規教員への依存度が高まっています。2019年

度で、定数内講師、非常勤講師、合わせて 2121 名。正規教員が約 8300 名ですから、非正規が 2 割も占めるなどの状況です。厳しい勤務環境改善のためにも、正規教員を増やし 1 学級あたりの人数を減らすことを、検討し推進すべきではありませんか。伺います。

【答弁：西脇知事】 成宮議員のご質問にお答えいたします。少人数学級についてでございます。

京都府では「子育て環境日本一」の実現にむけて、全庁一丸となって取り組みを進めているところであり、教育環境の充実を図ることは欠かせない柱であると考えております。そのため、全国的な課題ともなっていた小中学校における学級編成の基準と、それにもなう教員定数の充実については、京都府としてこれまでから、国に強く要望してまいりました。今年度は、知事会としても重点的に要望を行い、私自身も文部科学大臣に対し強く求めてきたところでございます。こうした中で今回、国において義務標準法の改正をおこない、令和 3 年度からの 5 年計画で、小学校 2 年生から 6 年生までを 35 人学級に移行するとの方針が示されたことは、少人数によるきめ細やかな指導体制の充実に向けた第一歩として、評価できると考えております。

一方、京都府ではこれまでから国の加配定数に加えて、府の単費定数を措置することによって、小学校では 30 人程度、中学校では 35 人以下の学級編成が可能な教員配置を行ってきたところであり、引き続き、各市町がそれぞれの実情や課題に応じて柔軟に選択できる制度として、独自の少人数教育の推進を進めてまいります。今後、いっそう少人数によるきめ細やかな指導体制を充実するためには、中学校を含む国のさらなる定数改善措置が必要と考えており、京都府といたしましても、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

【答弁：教育長】 成宮議員のご質問にお答えいたします。少人数教育と教員の確保についてでございます。このたび国から小学校における 35 人学級の方針が示されましたが、いっそうの指導体制の充実のためには、教員定数の拡充が必要であります。そのため、府教育委員会といたしましては、引き続き国に要望していくとともに、「京都式少人数教育」を柔軟に選択できるという特徴を可能な限り維持し、小学校の教科担任制など新しい方向性も視野に入れ、さらなる指導体制の充実をはかってまいりたいと考えております。

教員の確保についてでございますが、この間、教員採用試験の志願者数は年々減少しております。これは全国的にも同じ傾向ではございますが、優秀な人材の確保という面からみても志願者の確保は大きな課題だと認識しており、これまでから教師力養成講座など教職を目指す大学生を支援するとりくみや、採用試験での工夫、説明会などの開催などにより、志願者の確保につとめてきたところであります。加えて、今後は教員として働くことの魅力を向上させることが重要であると考えており、そのためには教員の働き方改革をはじめとした、教育環境全体の充実が必要となります。

そうしたなか、教員の勤務実態は、この間の取り組みにより改善は見られるものの、依然として長時間労働の状況があることから、スクールカウンセラーや学び生活アドバイザー等の専門家や、スクールサポートスタッフ、部活動指導員等の外部人材を積極的に活用するなど、学校がチームとしてよりいっそう組織的に対応できる体制の充実に向けた取り組みを進めているところでございます。府教育委員会といたしましては、こうした手立ても講じながら、教員の働き方改革をさらに進めるとともに、指導体制の充実や ICT 環境の整備、教員研修の改善など教育環境のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えており、これにより教職の魅力を向上し、教職を目指す人材の確保につとめてまいります。

【成宮議員：再質問】 まず、知事に、少人数学級をいま府県が拡充することについて伺いたいと思います。お答えで、「国に働きかけていく」と。それはもちろんなんですけれども、同時に府県が今のタイミングで拡充する役割についてです。山梨県では、これまで小学 1 年、2 年生に 30 人学級、3 年生から中学校全学年まで 35 人学級を実現した上、この 4 月から 25 人学級を小学 1 年生、来年 4 月に

2年生まで広げ、県独自の事業局の剰余金を予算に繰り入れるなど、予算措置もされると聞いています。他にも多くの自治体がこの4月からさらに拡充しようというニュースが流れています。それは、国の計画では4月から始まるというけれども、4月から現場の教員は増えない。しかし、コロナ対応でも子どもと保護者・現場の願いからも、これでは済まさせてはならないから、独自にやろうという動きが広がっていると思うんです。このように、他府県が独自に4月から少人数学級を拡充するということを知事はどう見ておられるのでしょうか。また本府としてもこの春から、この4月から3年生以上や中学生など、少人数学級を独自に前倒しなどすべきではないかと考えるのですが、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、教育長に教員の働き方改善と教員確保について伺います。教員確保へさらなる工夫や魅力を発信していくという話で、それは当然大事なんですけれども一つ紹介したいのは、名古屋大学大学院の内田准教授が、教員をめざして夢を持っていたけれども、挫折を迫られる教育大学の学生の声を生々しく紹介されている事例です。「どの学生さんも、先輩の過酷な働き方を見て無理だと思った」「実習先で長時間勤務を目の当たりにして、自分はできないと思った」。こういう声が共通しているんですね。やっぱり教員確保と言ったときにも、教員の働き方の改善がカギであり待ったなしだと。そのことは、まず指摘しておきたいと思うんです。その上で質問なんです、その働き方改善の方策として、学校現場にやはり正規教員を増やすことが第1ではないかということが1点です。チームでいろんな配置がされているというお話しでしたが、やはり正規教員が足りない。現場の声であり保護者の声なんです。その意義をどう認識されているのか。もう1点、働き方を改善する、負担軽減をするといったときに少人数学級を位置づけ負担軽減を図る。このことが大事ではないかと考えるわけですが、その意義をどう認めておられるのか。ぜひここを位置づけて、検討・推進されるべきだと思うんですけれども、お答えいただきたいと思います。

【知事：再答弁】成宮議員の再質問にお答えいたします。新しい時代の学びの環境を整備する上では、少人数体制での指導は、府としても検討すべきであると考えております。一方で、少人数学級を一度に進めますことは、教員定数の財源の他にも質の高い教員の確保ですとか、校舎など様々な課題もあることから、全国的な課題として国において議論され、今回の改正に至ったものだと認識をしております。今後、今回導入されました35人学級の影響もふまえ、まずは教育委員会におきまして「京都市少人数教育」の成果を勘案し、今後の少人数教育のあり方について検討していただきたいと考えております。

【教育長：再答弁】成宮議員の再質問にお答えいたします。正規教員を増やすべきではないかというおたずねについてでございます。教員の採用につきましては、退職者数、また教員定数の増減の動向や、定数内講師の数、将来的な採用見込みを踏まえて総合的に判断し、計画的に採用を行ってきたところです。一方で、今後の少子化に伴う児童生徒数の減少に対応することや、将来的に退職者数が減ったときにも、一定数の採用を行う必要があることから、一定数の定数内講師というものは必要だと考えておりますが、この間、特に特別支援学級の数等が増え、これに伴う教員定数が見込みにくく、定数内講師が増えてきたという現状があったと思っております。私どもも、その数が多すぎるのが決して望ましいとは考えておらず、昨年度、また今年度と採用予定者数を大幅に超える人数を合格者とするなど、定数内講師の減少にむけて努力をしているところです。今後とも、中長期的な見通しを持って計画的な採用につとめていきたいと考えております。

それから2点目の少人数学級についてでございます。

確かに少人数化を進めることで教員の管理的業務の負担を減らす、こういった効果はあるかと思えます。ただ、この目的自体は、きめ細やかな教育を実現することによって教育の質を高めていく、このことが第一だと思います。また、中学校では少人数化を進めることで学級数が増え、教員数が増えないような教科については、かえって持ち時間が増えるということにも留意する必要があるんじゃないかな

いかと思います。その一方で、教科担任性の導入が予定されていますけれども、これについては一定の加配措置も講じた上で実施することで、確実に教員一人の持ち時間が減る、あるいは授業準備時間の負担も減ると、より改善効果が大きいんじゃないかと考えております。

いずれにいたしましても、これまでの「京都式少人数教育」を土台にしながら、教科担任制の導入も視野に入れて、教育の質の向上と教員の負担の軽減につながるような指導体制の充実をはかっています。

【成宮議員：指摘要望】「京都式少人数教育」を進めてきたということでその検証を進めていくということなんですけれども、来年度の予算案を見ますと少人数教育への府独自予算が前年度よりも2億円もマイナスになっているんです。積算した数字だと思うんですが。結局、「京都式少人数教育」の枠組にこだわって積算すると、こういうことになっているんじゃないかと思うんです。いまこそ、ここに止まらずにですね、府独自に少人数学級を決断して進めていく、そういう知事の姿勢、教育長の姿勢が求められるし、それがみなさんの願いに応えることだということを指摘をしまして、次の質問に移ります。

向日が丘支援学校・寄宿舎の成果を継承・発展させる改築計画に

【成宮議員】次に、向日が丘支援学校の改築について伺います。

かつて重い障害を持つ子どもたちの多くが教育を受けられなかった時代に、「学校に行きたい。友達がほしい」「学校教育を受けさせたい」という願いを集め、府立で初めての肢体不自由の養護学校として開設されたのが、向日が丘養護学校です。それから50年余り、寄宿舎の設置を含め、豊かな実践を蓄積してきた学校ですから、全面改築にあたっては、当然、これまでの成果を全面的に継承・発展する、そのために現場教職員、子どもと保護者の意見をよく聞き、最大限に反映させることが必要です。

ところが、府教委が昨年1月に策定した「向日が丘支援学校改築基本構想」や、今回明らかにされた「改築基本設計案」はそうしたものとは言えません。現場教職員への説明会は、基本設計の最終段階となる1月末に初めて開かれ、教職員からは「共生型福祉施設が一番表に来て、学校も『就労・地域開放』が前面で、これで重度の子どもたちが大切にされるのか」、「生活実習室は3階、特別教室は2階で、スロープもなく、停電したらどうやって避難するのか」、「緊急時に救急車を横付けできないのではないか」、「重度障害児や支援学校のことをよく知らないで設計したのでは」という声まで、驚きと根本的な疑問の声が上がっています。

さらに、これまで保護者のみなさんが寄宿舎の存続・充実を求めて2万筆近い署名を提出し、要請してこられた経過もあるのに、保護者説明会はいまだ日程すら示されていません。こんな進め方では、せっかくの全面改築が、子ども達、保護者、関係者の願いに応えるものにはならないと考えます。

教職員や保護者らの声も聞かずに設計委託し、基本設計の最終段階で説明会を開くような進め方は問題です。今からでも教職員・保護者が自由に意見を言える場を設定し、基本設計の大幅変更も含めた再検討を時間をかけて行うこと、そのためにも教職員や保護者が多様な意見を反映できる仕組みを整えるべきです。いかがですか。

「改築基本構想」では、寄宿舎の存続・発展を求める運動に押され、「児童生徒の発達や自立等に向けて寄宿舎が果たしてきた成果を踏まえ、すべての児童生徒を対象」とした生活実習室を置くとされていました。

ところが、基本設計案では、生活実習室は3階に追いやられ、子どもたちの宿泊は集団型2部屋とワンルームが5つの部屋のみ、浴場も食堂・厨房もありません。避難路はエレベーター1カ所のみで、医療的ケア児も含めた全ての子どもが利用できるものとはいえません。

そもそも、「寄宿舎が果たしてきた成果」、役割とはどのようなものでしょうか。

重度の障害を持つ息子さんが、寄宿舎で通年入舎した経験をもつお母さんは、「寄宿舎に入る前、家

族のくらしは全て息子中心で回っていました。でも、寄宿舎で息子がいきいきと暮らす様子を見て、息子には人生を堂々と生きる権利と力があると気付かされ、息子も、家族にはそれぞれの時間や都合があり、自分が優先ではないと理解し、家族を尊重するようになりました。重く感じていた未来が、明るく希望あるものに感じられるようになりました」と語っておられます。

またベテランの寄宿舎指導員は、「寄宿舎には仲間・集団と空間・時間があり、専門の指導員が子どもと向き合い取り組んでいる集団生活がある。日々の生活の中で人間と人格が形成されるのです」と話されました。

仲間とともに暮らす時間と空間、子どもたちの可能性を最大限に伸ばそうと奮闘する指導員がおられるからこそ、家族も希望が見出せるような、子どもたちの成長を促すことができるのです。

ところが府教委は、生活実習室には指導員は配置しないとしています。これでは、生活実習室という「箱」を作っても、寄宿舎の成果を引き継ぐことはできません。

生活実習室は、医療的ケア児など重度障害児も含め、全ての児童生徒が利用できるものになっておらず、仲間との集団生活、長期の入舎期間の保障もありません。子どもたちの成長、保護者・地域との連携にも重要な役割を果たしてきた寄宿舎指導員などの専門人員を配置しないとされており、これでは、寄宿舎の成果を引き継ぐことはできないと考えますが、いかがですか。

1月26日に中央教育審議会の答申が示されました。特別支援教育に関わって、「特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義もふまえ、ひきつづきその機能の維持に努めるべきである」とされています。有識者会議などによる中間報告の段階で、パブリックコメントが1000を超え、京都や全国から寄宿舎が果たすかけがえのない役割について意見が寄せられるなかで書き込まれたとのことです。本府でも、特別支援学校の寄宿舎がもつ教育的意義について、あらためて検討し、向日が丘支援学校の寄宿舎については、存続・発展させるべきと考えますがいかがですか。

加えて、長岡京市共生型福祉施設等との連携についてです。

「基本構想」には、福祉と教育の連携例として、福祉資源を活用した新たな指導方法への発展、緊急対応での短期入所施設との連携、放課後デイサービスとの連携と安全確保など示されています。長岡京市は「共生型福祉施設構想・基本計画」を令和元年5月に示しています。そこでは、老人福祉センターについては先行して来年度に基本設計など予定しているものの、それ以外のさまざまな福祉施設や事業者、サービスが具体的にどうなるのかは今後に委ねられ、老人福祉センター以外の事業開始は令和8年度以降とされています。

乙訓の障害者事業所の連絡協議会の会長をされていた方に聞くと、「基本計画には、緊急入舎の要望があり、児童生徒を福祉にお願いするとあったが、どの事業所も無理だ。ショートステイなど利用者の要望があっても月1日程度で精いっぱい。とても児童・生徒を受け入れる状況にはない」とのことです。こうした下で、支援学校の仮校舎移転で寄宿舎が閉鎖されれば、これまでの「緊急入所」受け入れもできなくなってしまいます。

さらに、「地域共生社会」とは、5年前に政府・厚生労働省が打ち出したものですが、「障害者も高齢者も生きがいをともにつくる地域社会の実現」などをうたうものの、背景には、医療・介護・年金・障害者福祉など、社会保障費削減の狙いがあり、公的責任を後退させ家族や地域に転嫁していこうとするものです。障害者や高齢者が、地域で暮らしていく本当の意味での「共生・地域福祉」は大事ですが、それを口実に、公的支援と財政を削り、家族・地域の「自己責任」「互助」を押しつけるなどあってはなりません。

そして、乙訓地域で言えば、子どもたちの就学と生活、家族を支え、卒業後の自立生活につながる実践を、50年に渡りすでに蓄積してきた存在が、向日が丘支援学校と寄宿舎なのですから、その成果を全面的に引き継ぎ発展させることこそ、地域で生きていきたいという障害児・者、家族、地域の願いにこたえる道ではないでしょうか。共生型福祉施設等との連携を掲げることで、実際には向日が丘支援学校・寄宿舎をなくす口実になってはならないと考えますが、いかがですか。

【教育長：答弁】 府立向日が丘支援学校の改築についてであります。同校で行われてきた教育実践をさらに充実、発展させるとともに、共生社会の実現に向けた新たな学びの場づくりを目指すため、昨年度に「京都府立向日が丘支援学校改築基本構想」を策定したところであります。その策定にあたっては福祉分野の代表や地域の関係者、向日が丘支援学校の PTA など、11 名をメンバーとする検討会議を計 4 回開催し、その中で教職員や保護者に対してアンケートを実施するなど、丁寧な議論を積み重ねてまいりました。

また、現在かたまりつつある基本設計についても、先日教職員への説明を行ったところであり、施設の機能面についてなど、多様なご意見を頂いております。PTA 役員の方にも明日、説明を行い、ご意見をお伺いすることとしており、今後こうした様々なご意見を踏まえながら実施設計を進めてまいります。

生活実習室につきましては、これまで長期的に児童・生徒を受け入れてきた寄宿舎の代わりではなく、授業の中で使用する特別教室として整備するものであり、日常の生活などを体験し、衣服の着脱、洗面などの生活習慣が身に付けられるようにするなど、すべての児童・生徒に対して、その発達や自立を促すよう積極的に活用していくこととしております。

尚、宿泊も行えるよう各部屋にユニットバスや簡易キッチンなども整備し、一部の部屋では重度の障害のある児童・生徒でも使えるバリアフリー仕様も予定しているところであります。また独立性を高めるための工夫として、他の教室とは離れた 3 階に生活実習に使用する部屋のみを設けることとし、さらには集団実習だけではなく、府立特別支援学校初となる「一人暮らし体験型施設」も設けることとしております。各部屋の詳細な設備につきましては、今後、実施設計の中で検討していくこととしており、しっかりと体験学習が行えるよう整備してまいります。

中央教育審議会の答申についてですが、この中では教育的意義を踏まえ、その機能の維持に努めるべきとされておりますが、「寄宿舎の設置やその役割は設置する自治体の判断による」とした、これまでの国の考え方に変わりはないと伺っており、就学者が通学可能な範囲のみに居住する場合などには、寄宿舎を設けないことができるという解釈も変わらないものと認識しております。このため、乙訓地域のみが通学の範囲である向日が丘支援学校については、改築を機に寄宿舎を廃止することといたしますが、通学困難な生徒がいる他の特別支援学校に現在設置している寄宿舎については、引き続きその機能の維持を図ってまいります。

長岡京市が整備予定の共生型福祉施設等との連携についてであります。教育と福祉の役割を踏まえた上で、同じ敷地の中で相談や自立、生活、機能訓練、就労など福祉施設が有する専門性を活用しながら、さまざまな学習や実習等を行っていくことは、子どもたちの成長にとって大変有意義であり、全国的にも例を見ない新しい取り組みであると考えております。府教育委員会といたしましては、長岡京市をはじめ、関係機関としっかり連携して、改築を機により充実した教育活動を実践できるように、そして基本構想の理念に掲げられた、「地域とともに子どもたちを育む学校」の実現を目指して取り組んでまいります。

【成宮議員：再質問】 まず、進め方について再度伺います。わずかのメンバーで議論をしてきた、そして明日 P T A 役員に説明会を行うという話ですけれどもね、保護者の皆さんは「私たち抜きに私たちのことを決められてる。そんなんしないほしい」と訴えておられるわけです。明日 P T A にということですが、改めて P T A 役員に止まらず、保護者皆さんの声を、そして現場教職員の声をしっかりと聞くべきではないか、いかがでしょうか。

それから 2 点目に、生活実習室についてです。公募型プロポーザルで基本設計した設計事務所が、新聞で、3 階部分は「シテイスティスペース」「まちやホテル、修学旅行のような非日常の体験ができる」と言っています。しかし、寄宿舎で子どもたちが成長してきたのは、「非日常の体験」ではなく、日常生活があるからです。ある保護者は「子どもには、たっぷりの時間がある。1 泊 2 泊などの体験ではびっくりするだけで終わってしまう」と言っておられます。「非日常」でなく日常、少なくとも 1

学期とか、長くは1年とか、そういう長期入舎、仲間との集団生活を保障するように見直すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

3点目は寄宿舎指導員についてです。これまでから全ての子どもたちの入舎をめざし、さまざまな入舎のとりくみを、学部教員と連携して進めてきたのが指導員にみなさんです。ある指導員の方が「通学困難だけじゃなく、子どもたちに自立の力を育む生活体験の教育課程をつくってきた」「乙訓の特別支援学校はどうあるべきか、重い障害があっても生きていける、希望を見出したいという願いにこたえてやってきたのが寄宿舎であり我々だ」と言っておられます。やはりキーマンは寄宿舎指導員なんです。その役割をどう受けとめておられるか。指導員の雇用の維持はもちろん、存続・発展させることこそ必要ではないかと思いますが、再度お答えいただきたいと思います。

【教育長：再答弁】 まず寄宿舎の整備の進め方についての再質問についてでございます。

先ほど申しあげましたように、すでに教職員に説明し多数の意見もいただいているところで、明日、PTA役員に説明をした後にも学校に図面も掲示していき、また広く保護者の意見も伺いたいと思っております。基本設計の内容っていうのは基本構想の内容を踏まえたものでありますので、施設の種類など根幹にかかわる部分への対応っていうのは難しいと思いますが、すでにいただいている意見にもありますように、施設を利用される側からの機能面の配慮、使い勝手といった具体的な意見、提案に関しましては、可能な範囲で今後の実施設計にも反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目は生活実習室についてのおたずねです。これまで寄宿舎で服の着脱などを通じて生活習慣を身につけさせるなど、児童、生徒の発達や自立を促してきたことは成果だというふうに考えておまして、こうしたことを今後とも踏まえていきたいというふうに考えております。ただ一方で、こうした力というのは寄宿舎でしかつけられないものではない、というふうにも考えております。生活習慣の確立や、他者とのかかわりなど、児童、生徒の発達や自立等については、生活実習室を利用した体験学習も含めて、保護者や地域とも連携をしながら、そもそも教育活動全体の中で取り組んでいくものであり、寄宿舎の置かれていない他の学校におきましても、そうした力をしっかり身につけられるよう、取り組んでいただいているというふうに承知をしております。

それから、3点目は寄宿舎指導員についてでございます。いま申しあげました生活実習室につきましては、日常の教育活動を行う中で利用する特別教室でありまして、その指導を行うのは当然、教員ということになります。今回、他の学校と同様の集団型の生活実習室に加え、高等部の生徒を対象とした「一人暮らし体験型の実習室」も新たに整備することとしておりますので、まあ、そうした実習を円滑に行うことができるよう、教職員の体制につきましては、施設運営の具体的なあり方と合わせて、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

【成宮議員：指摘要望】 まず、説明会については明日行くと。PTA役員にとどまらず、いま、全保護者を対象に説明を行うべきだと、このことを強く求めたいと思います。PTA役員にとどまらずにやるということを判断するべきだと思いますし、そのことも含めてですが、寄宿舎を含めた向日が丘の実践の成果を、いま全面的に踏まえる、引き継ぐという姿勢に府教委が立つことが大事だというふうに思います。生活自立の力というのは、寄宿舎だけでつくのではない、家庭や地域全体でというお話がありましたが、私ね、これ聞いたら保護者の方はどう思われるかなと思うんです。保護者の皆さんは、そもそも子どもにその力がないってことで大変苦労様しておられるわけですよ。それを向日が丘支援学校と寄宿舎が仲間とともに育つ、空間や時間、そして寄宿舎指導員の温かい支援があって家庭を助けてきた。先にも紹介したように、家族の未来が見えるような、そういう支援をしてきたわけですから、これあらためて指導員の位置づけ、それから仲間と、時間、空間、日常生活を保障する、そういう立場で見直して、全面的にいまの向日が丘の実践・成果を引き継ぐものになるように求めて、質問を終わらせていただきます。

他会派の質問項目

2月19日

家元 優議員（自民・福知山市）

1. WITHコロナ・POSTコロナ戦略について
2. 第2期京都府教育振興プランについて

山本 篤志議員（府民・木津川市及び相楽郡）

1. デジタル改革に向けた京都府の役割について
2. 学校休業に伴う子どもの居場所確保について
3. 相楽東部でのMa a Sについて

菅谷 寛志議員（自民・京都市山科区）

1. 関西文化学術研究都市におけるスーパーシティの取組について
2. WITHコロナ・POSTコロナ戦略について
3. 感染拡大防止に対する情報発信や府民へのメッセージの在り方について
4. 関西広域連合におけるコロナ感染対策について

宮下友紀子議員（自民・京都市上京区）

1. 京都市との協調、連携について
2. 災害支援について
3. 府立医科大学附属病院におけるコロナ対策等について

2月22日

古林 良崇議員（自民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 予測困難な世界での京都府製造業の在り方について
2. これからの京都府の教育について

北川 剛司議員（府民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 有害鳥獣対策について
2. キャッシュレス時代に対応した本府の取組について
3. ICTを利用した教育について

諸岡 美津議員（公明・京都市右京区）

1. 脱炭素社会の構築について
2. 不妊治療に係る環境整備について
3. 性暴力被害者支援等について

2月22日

能勢 昌博議員（長岡京市及び乙訓郡）

1. 世界に伍するスタートアップ支援事業について
2. 新型コロナウイルス感染症について
 - (1) 新型コロナウイルス陽性者の対応について
 - (2) 陽性者の公平な入院優先度について
 - (3) ワクチン接種体制について
3. 向日が丘共生型社会福祉エリア構想について
 - (1) 向日が丘支援学校の体育館の建て替えについて
 - (2) 児童発達支援センターについて
4. 大山崎町立小・中学校の安心安全な環境の確保について

2月24日

酒井 常雄議員（府民・城陽市）

1. 新型コロナウイルス感染症が浮き彫りにした社会課題への対応について
 - (1) 昨年の自殺統計から見える社会課題と対策について
 - (2) コロナ禍における本府の事業検証と評価の実施について
2. ひとり親かつダブルケア家庭の現状と支援策について
 - (1) ひとり親家庭のダブルケアの現状について
 - (2) ひとり親家庭への支援について

藤山 祐紀子議員（自民・宇治市及び久世郡）

1. 府立山城総合運動公園について
2. 各種選挙における投票率の向上について

上倉 淑敬議員（維新・京都市伏見区）

1. SDGsの推進について
2. 育児休業の取得推進について